

# 住替対象者

住替とは、北見市内の公営住宅に入居している世帯全員が、別の公営住宅に移ることです。現在、公営住宅に入居されている方は「住宅に困窮している方」には該当していないため、原則として申し込みはできません。

ただし、下記の住替申込資格を満たす場合のみ、申し込むことができます。

## 1 住替申込資格 — 下記の(1)～(3)の全ての条件を満たすこと。

- (1) 3～4ページの申込資格を有する。
- (2) 市の条例及び規則に違反していない。
- (3) 下記の①～⑥のいずれかの住替理由に該当する。

住 替 理 由	
①	入居者が、加齢や病気又は障がい(身体・精神・療育)等により特定目的住宅(高齢者等向け・車いす住宅・シルバーハウジング)へ入居を希望する場合《注1》
②	エレベーターの設置されていない2階以上の住宅に住んでいる入居者又は同居者が、障がい(身体障害者手帳(1～4級)と同等程度の身体の機能上の制限を受けている方)等により階段の昇降が困難で、エレベーターが設置されている住宅又は現在の部屋より階下の住宅へ入居を希望する場合《注2》
③	身体の機能上の制限を受けており、車いすの使用が常態化している入居者が、現に住んでいる住宅の構造等により著しく生活に支障をきたしている場合《注3》
④	浴室のない住宅に住んでいる入居者が、浴室のある住宅へ入居を希望する場合《注4》
⑤	北見自治区以外(端野・常呂・留辺蘂)の公営住宅に住んでいる入居者が、北見自治区の医療機関で長期療養が必要なために、北見自治区の住宅へ入居を希望する場合《注4》 また、入居後の転勤・進学により勤務先・通学先が北見自治区になったことから、北見自治区の住宅へ入居を希望する場合《注5》
⑥	現在同居している人数と、現在入居している間取りが、次の条件に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・狭い → 3DK以下の住宅に3人以上で入居している世帯が、3LDKの住宅へ</li> <li>・広い → 3LDKの住宅に2人以下で入居している世帯が、3DK以下の住宅へ</li> </ul>

注1	特定目的の住宅を希望	1.60歳以上の高齢者で、「階段昇降が困難」と医師に診断された方 2.傷病者等で「6ヶ月以上の治療期間を要し、階段昇降が困難」と医師に診断された方 3.障がい者手帳の交付を受け、それが直接階段昇降困難の理由となっている方
注2	エレベーター設置等の住宅	身体の機能上の制限を受けている方で、「階段昇降困難」と医師に診断された方
注3	車いす	車いすの使用者で「現に住んでいる住宅では生活に支障がある」と医師に診断された方
注4	浴室なし	室内の石炭庫を浴室として利用している場合も、「浴室なし住宅」と認めます
注5	北見自治区	1.北見自治区の医療機関から「長期間の通院加療が必要」と医師に診断された方 2.北見自治区に勤務先・通学先があることを、書類(源泉徴収票・在学証明等)で証明できる方

※ 医師の診断書や各種手帳、証明書等は当選後に提出していただきます

